



令和3年度赤い羽根共同募金 助成先募集のご案内

令和3年度も例年同様に“赤い羽根共同募金運動”が行われます。
社会福祉を目的に事業を行っている民間の非営利団体、社会福祉施設の皆さんが、県内の様々な福祉課題を解決する事業に赤い羽根共同募金の助成を希望される場合は、次のとおり助成申請を受け付けますので、ふるってご応募ください。（介護保険事業は対象外）
なお、申請受付期間が短くなっていますので、お早めに申請をお願いします。

1 「赤い羽根」地域福祉活動支援事業（広域団体）（事業実施年度：令和4年度）

- 【対象団体】 広域（複数市町域）の福祉、更生保護活動団体等
- 【対象事業】 令和4年度に対象団体が行う福祉サービス、更生保護を必要とする支援対象者に対して行う福祉活動及び更生保護活動のための事業及び機器整備
- 【助成率等】 90%以内（車両の場合は基準単価の75%以内）
- 【申請場所】 静岡県共同募金会へ1部提出（申請用紙、添付書類）[郵送可]
- 【申請期間】 令和3年4月1日(木)～令和3年5月14日(金)

2 「赤い羽根」地域福祉活動支援事業（市町社会福祉協議会）（事業実施年度：令和4年度）

- 【対象団体】 市町社会福祉協議会
- 【対象事業】
 - 福祉サービスを必要とする地域住民に対し、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者と相協力して、地域福祉活動計画等に位置付けて企画実施する事業
 - 福祉活動を行う住民や団体に貸し出す地域福祉、在宅福祉サービス用の機器整備
- 【申請場所】 静岡県共同募金会へ1部提出（申請書、添付資料） [郵送可]
- 【申請期間】（事業費）令和3年5月17日(月)～令和3年5月31日(月)
（機器整備費）令和3年4月1日(木)～令和3年5月14日(金)
- 【助成決定】 令和4年3月

3 「赤い羽根」福祉施設機器整備事業（事業実施年度：令和4年度）

- 【対象施設】 社会福祉施設・更生保護施設（認可外施設も含む）
- 【対象事業】 令和4年度に対象施設が行う福祉サービス、更生保護に必要な機器整備、建物の補修等

区分	助成率	助成額の上限
①認可（指定）施設	75%以内	300万円
②認可外施設	90%以内	200万円

※法人内の複数施設が申請する場合は、1法人当りの助成額の上限は500万円。

- 【申請場所】 静岡県共同募金会へ1部提出（申請用紙、添付書類） [郵送可]

【申請期間】 令和3年4月1日(木)～令和3年5月14日(金)

【助成決定】 令和4年3月

4 こども食堂誕生日会・福産品応援事業 (事業実施年度：令和4年度)

【対象団体】 障害者の就労を支援する活動を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人、社会福祉を目的とする非営利団体（地域の活動団体）

【対象事業】 対象団体が、非営利で児童・生徒に食事提供を行う「こども食堂」が開催する誕生日イベントに対して、障害福祉サービス事業所が製造するケーキ又は焼き菓子等を無償で届ける事業（令和4年度事業までの時限プログラム）

【助成総額】 600万円

【助成率等】 100%

【申請場所】 静岡県共同募金会へ1部提出（申請書、添付書類） [郵送可]

【申請期間】 令和3年4月1日(木)～令和3年5月14日(金)

【助成決定】 令和4年3月

5 「赤い羽根」地域共生社会づくりモデル事業 (事業実施年度：令和4年度)

【対象団体】 県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会

【対象事業】 県・市町社会福祉協議会が主体となり、小地域における住民による福祉活動の組織が、地域ごとの生活課題を把握して現在の公的制度では対応できない買い物代行支援、声かけ・見守り活動、子どもの学習支援などを行う住民参加型生活支援サービスの立ち上げを支援する事業(事業の初年度又は2年度を対象)
対象区域は、市町域全域又は部分的な地域とする。
(令和7年度事業までの時限プログラム)

【助成率】 300万円

【助成率等】	助成率	助成額の上限
	90%以内	30万円

【申請場所】 静岡県共同募金会へ1部提出（申請書、添付書類） [郵送可]

【申請期間】 令和3年4月1日(木)～令和3年5月31日(月)

【助成決定】 令和4年3月

6 「赤い羽根」課題解決プロジェクト募金 参加団体募集 (事業実施年度：令和4年度)

参加団体が、福祉課題の解決に向けた具体的なテーマを定め、当該活動の財源確保のため、赤い羽根共同募金運動を通じて、自らが寄付を呼び掛ける新しいタイプの募金活動（令和4年1月1日～同年3月31日）です。参加団体を募集します。

【参加団体】 福祉活動、更生保護活動団体等

【対象事業】 具体的な福祉課題を解決するために次の活動を対象分野とする。

(1) 地域から孤立をなくす

（高齢者や障害者などへの生活支援、生活困窮やひきこもりへの支援、自殺防止、虐待防止、犯罪被害者支援、難病患者支援、薬物依存支援、新型コロナウイルス感

- 染症等の影響により苦しむ人たちへの支援など)
(2)子どもたちの居場所づくり(こども食堂、学習支援など)
(3)子育て支援(育児支援、健全育成支援など)
(4)障害者の社会参加(障害者の地域移行への支援など)
(5)持続可能な地域福祉社会づくり(福祉教育支援、SDGsに関連した福祉事業など)

※同一の申請団体からの申請は1事業とする。

※対象とする事業が国又は地方公共団体の補助事業でも補助率が50%以下であれば、その自己負担分の確保のための募金も認める。

【助成率等】100%

※募金実績額の2%を事務費として控除。

※クレジットカードからの募金は、カード会社への手数料が差引かれる。

【申請場所】静岡県共同募金会へ1部提出(申請書、添付資料) [郵送可]

【申請期間】令和3年4月1日(木)～令和3年5月31日(月)

【参加団体決定】令和4年7月

【助成決定】令和4年4月

◎ 審査から助成決定まで

- ・提出された申請書の内容を確認し、助成要綱に基づき対象事業と判断した場合、受理します。
- ・受理した申請に基づき、7月に当年度の募金目標額を定め、10月以降、募金活動を行います。
- ・翌年1～2月に、配分委員会は、申請内容について原則として実地調査を行うとともに、必要性、実現性、事業の積算根拠、事業実施後の効果などを審議し、助成の可否を承認します。
- ・配分委員会が承認した後、3月に理事会において助成を決定します。
- ・その後、助成金交付説明会を開催するので、必ず出席してください。

◎ 助成要綱・申請用紙

詳細は、静岡県共同募金会のホームページ「助成を受けたい」に掲載の助成要綱・申請用紙をご覧ください。

<http://www.shizuoka-akaihane.or.jp/>

赤い羽根 静岡

問合わせ先

赤い羽根共同募金会(社会福祉法人 静岡県共同募金会)

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内

TEL:054-254-5212 FAX:054-254-6400 メール:22@shizuoka-akaihane.or.jp